

## トピックスII

### 『予防接種法一部改正その2：風疹』

もう一点大きな改正と考えられるのは、風疹の予防接種の経過措置対象者が平成15年9月30日までの間に限りの適用ではあるが、【昭和54年4月2日から昭和62年10月1日生まれの12歳以上16歳未満の者】から【昭和54年4月2日から昭和62年10月1日生まれの14歳以上の者】に変更になったことである。

平成14年4月2日現在においては14歳6カ月～23歳までの男女、平成15年9月30日時点では15歳11カ月～24歳5カ月までの男女が定期接種の経過措置対象者ということになり、年齢幅が大きく増えていることに気づかなければならない。是非この経過措置期間中に風しんワクチン未接種者は接種をすませることが勧められる。この改正内容はインフルエンザの改正内容に比べてあまり広く知られていないため、対象者への周知徹底が望まれる。

風疹ワクチン定期接種の経緯

6カ月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 (歳)

